

○内閣府令第五十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の五第二項及び第三項、第九十三条第三項、第九十七条第四項並びに第一百四条の六並びに道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第八条第二項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年十二月十七日

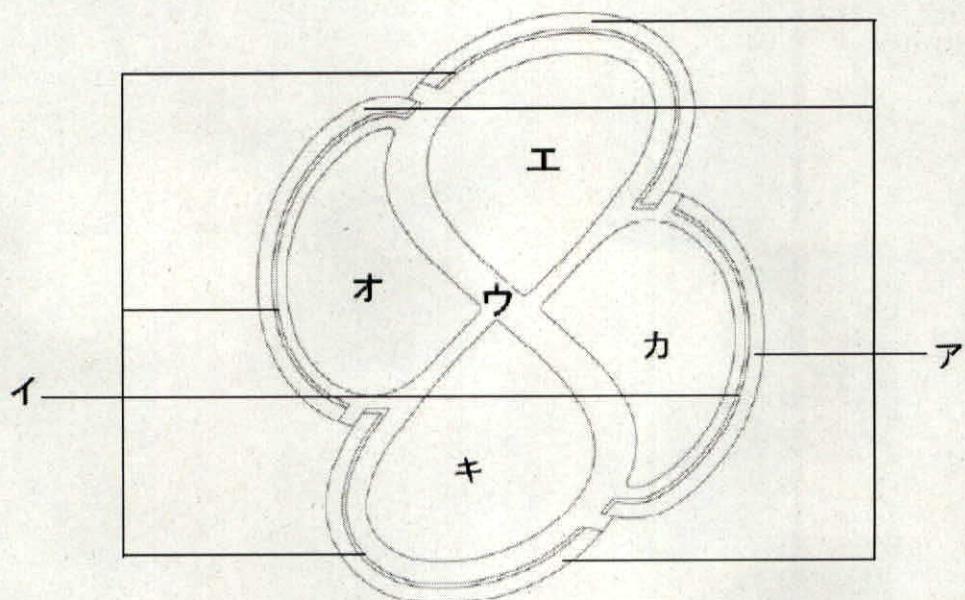
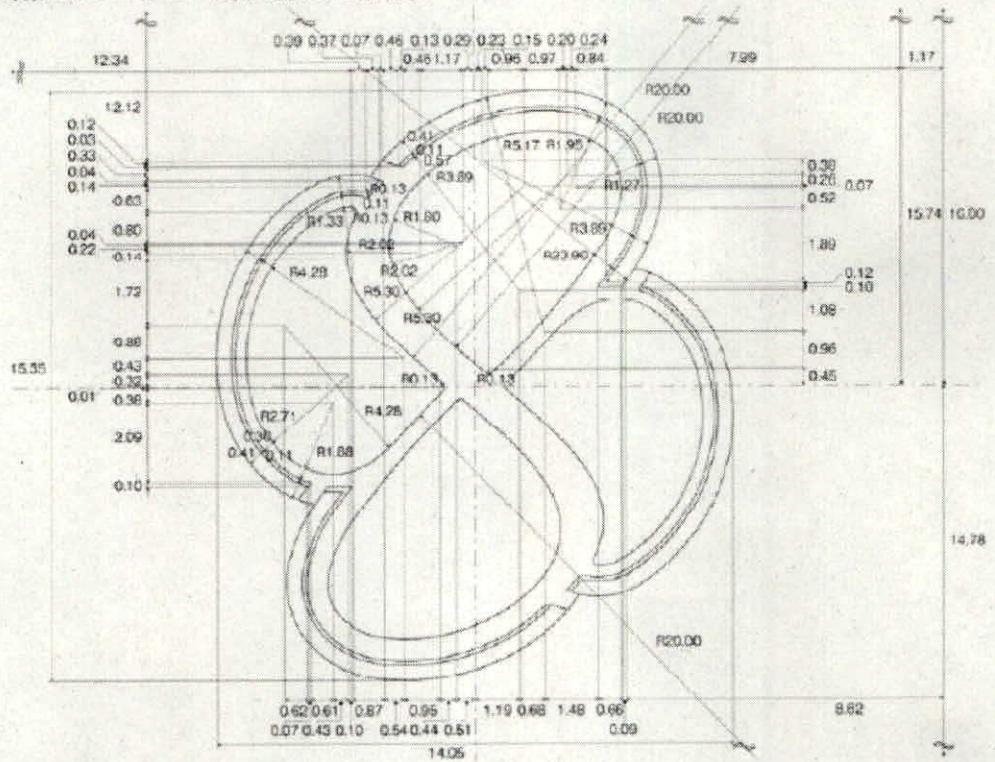
内閣総理大臣 菅 直人

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年總理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項の表普通二輪免許の項中「総排気量〇・一二五リットル以下の」を「総排気量については〇・一二五リットル以下、定格出力については一・〇〇キロワット以下の原動機を有する」に改める。
別記様式第五の二の二を次のように改める。

別記様式第五の二の二（第九条の七関係）



備考 1 アの部分の色彩は黒色、イの部分の色彩は水色、ウの部分の色彩は白色、エの部分の色彩は黄緑色、オの部分の色彩は橙色、カの部分の色彩は緑色、キの部分の色彩は黄色とする。
2 エ、オ、カ及びキの部分には反射材料を用いるものとする。
3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

別表第一の小型二輪の項中「総排気量〇・一～五リットル以下の」を「総排気量については〇・一～五リットル以下、定格出力については一・〇〇キロワット以下の原動機を有する」に改め、同表のミニカーの項中「総排気量〇・〇五〇リットル以下又は定格出力〇・六〇キロワット以下」を「総排気量については〇・〇五〇リットル以下、定格出力については〇・六〇キロワット以下」に改める。

別図中備考を次のように改める。

- 備考 1 取手部については、目が見えない者（目が見えない者に準ずる者を含む。）が把持する部分（盲導犬の使用時において、当該者が確実に把持することができ、かつ、取手部から容易に外れない構造のものに限る。）を更に別に取り付けることができる。
- 2 脚輪部のうち盲導犬の両前肢の間を通す部分については、備えないことができる。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

附 則

- 1 ハ)の府令は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第五の一の改正規定は、平成二十三年一月一日から施行する。

2 高齢運転者標識の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第五の二の二の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。